

市長への手紙 (私の提言)

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。ご意見・ご提言をお寄せください。

■専用はがき(送料無料)

市役所、各地区まちづくりセンターや図書館などにあります。



■市ウェブサイト

「くらしと市政」ページ内の「お役立ち情報」にある「市長への手紙」をクリックすると、専用フォームから送信できます。

■その他

Eメール、FAX、通常のはがき・封書での郵送(〒417-8601 富士市役所 「市長への手紙」宛)でも受け付けます。

※簡単な疑問や質問は、おしえてコールふじ ☎(53)1111 や、市ウェブサイトの「問い合わせフォーム」をご利用いただくか、担当の課へ直接お問い合わせください。

提出と回答の流れ

- ①市長への手紙を提出
- ②全て市長が目を通す
- ③担当の課が回答を作成
- ④市長が確認し、回答



※専用はがき、市ウェブサイト以外で提出する場合は、必ず「市長への手紙」と明記。

問い合わせ／シティプロモーション課 ☎55-2736 ☎51-1456 ✉kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

きょう 狭あい道路 拡幅整備事業

狭い道路は救急車や消防車が入りにくく、住環境や防災上の問題があります。市内には、狭い道路がまだ多くあります。安全で快適なまちづくりのため、狭あい道路拡幅整備事業にご協力をお願いします。

狭あい道路拡幅整備事業とは

狭あい道路とは、一般の通行に使用されていて建物が建ち並んでいる幅1・8メートル以上4メートル未満の道路のことです。

この事業は、道路の幅を4メートル以上確保できるよう、狭い道路に面した敷地を持っている人に、門や塀などを移設していただき、それによって生じた土地(後退用地)を市が整備し、道路の幅を広げていくものです。

事業の実績(平成16年10月1日)

〔平成30年12月末現在〕

事前協議件数／2418件
拡幅整備した道路／約35キロメートル

こんなときは事業を行います

〔狭あい道路に接する敷地で、建物の新築や増改築をする場合〕

建築確認申請を提出する前に、建築主と市が、拡幅整備の方法や用地の管理方法・助成内容について事前協議を行います。

〔狭あい道路に接する敷地の地権者が、新築や増改築をせずに、道路拡幅を希望する場合〕

道路を拡幅する前までに、地権者と市が事前協議を行います。

〔狭あい道路の連続した区間(交差点から交差点まで)を一体的に拡幅整備することに地域の皆さんの協力が得られた場合〕

地権者代表と市が事前協議を行います。

■拡幅整備への助成をします

後退用地を市に寄附していただける場合には、後退用地内にある門や塀などを取り除く費用や、新設費用の一部を助成します。



問い合わせ／建築指導課 ☎55-2903 ☎53-2773 ✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp